

長寿の里（介護予防）短期入所生活介護 重要事項説明書

社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

重要事項説明書

1. 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	
代表者役職・氏名	理事長 田端高志	
所在地・連絡先	〒860-0072 熊本市西区花園7丁目19番1号	
	電話 096-273-7506	FAX 096-223-8220

2. 事業所

事業所の名称	長寿の里（介護予防）短期入所生活介護	
所在地	〒860-0065 熊本市西区城山薬師2丁目10番10号	
	電話番号 096-319-4777	FAX 096-319-4778
定員	5名	
事業所番号	4370116735	
管理者職・氏名	施設長 田尻 亨	

3. 事業所の目的及び運営方針

（1）目的

介護保険法の趣旨に従い事業所の生活相談員、介護職員並びに看護職員等の従業員が利用者の心身機能の維持並びに御家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対して適切な短期入所生活介護を提供することを目的とします。

（2）運営方針

1 事業所の職員は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話および機能訓練をおこないます。

2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の概要

（1）利用定員：5名

（養護老人ホーム 長寿の里と併設）

（2）居室

個室：5室

5. サービス提供地域

熊本市の区域

6. 職員体制（兼務は養護老人ホーム 長寿の里との兼務）

管理者1名（兼務）、生活相談員2名（兼務）、介護職員及び看護職員12名以上（兼務）、
医師（非常勤）1名（兼務）、管理栄養士1名（兼務）、機能訓練指導員1名（兼務）

7. 事業所のサービス内容と費用

（1）介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

- 食 事：管理栄養士の立てる献立により、利用者の心身状況、嗜好を考慮した食事を提供します
- 入 浴：入浴は、要介護度の違いにより一般浴と機械浴の2種類があり、利用者の状況に応じた入浴をしていただきます。
- 口 腔 衛 生 管 理：口腔の健康の保持を図り、状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
- 排 泄：利用者の状況に応じた援助を行います。
- 機 能 訓 練：生活リハビリテーションの考えを基本に、身体機能低下を防止するよう努めます。
- 健 康 管 理：利用者の病状に急変その他緊急事態が発生した時は、速やかにご家族又は担当介護支援専門員に連絡を行います。
- 相 談 及 び 援 助：利用者及びご家族からのご相談に応じます。

イ 費用

原則として料金表と必要な加算の総額（一定以上所得のある方は、負担割合が1割から2割、3割になる場合があります。介護保険負担割合証が市町村より交付されますので、介護保険被保険者証と併せて提示してください。）及びご負担段階に応じた食費と居住費が利用者負担となります。介護保険料の滞納などにより事業者に直接介護給付が行われない場合があります。その場合料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行いたします。（サービス提供証明書及び領収証は、償還払いを受ける時に必要となります。）また、自己負担となる設サービスは実費の負担となります。

○【料金表】（1日につき）※介護保険適応時の料金です

	従来型個室 1割負担	従来型個室 2割負担	従来型個室 3割負担
要支援1	451円	902円	1353円
要支援2	561円	1122円	1683円
要介護1	603円	1206円	1809円
要介護2	672円	1344円	2016円
要介護3	745円	1490円	2235円
要介護4	815円	1630円	2445円
要介護5	884円	1768円	2652円

○各種加算

種類	1割負担	2割負担	3割負担
送迎（片道）	184 円	368 円	552 円
サービス提供体制加算（Ⅲ）	6 円	12 円	18 円
※長期利用減算(31 日～60 日)	-30 円	-60 円	-180 円

※は予防は含まない

介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）

介護職員に対して賃金の改善を目的とする加算で介護保険適用分の総額に 17.2%を乗じた額のうち 1 割が利用者負担として加算されます。

（2）介護保険給付対象外サービス

食事の提供に要する費用（ご負担段階が、第1段階～第3段階の場合）

朝食	445 円	昼食	500 円	夕食	500 円
----	-------	----	-------	----	-------

食事の提供に要する費用（ご負担段階が、第4段階の場合）

朝食	500 円	昼食	650 円	夕食	650 円
----	-------	----	-------	----	-------

食 費	利用料金：第4段階 1日 1,800 円 その他段階 1日 1,445 円 ※ご負担段階に応じて、負担額の右記上限が設けられています。	第4段階 1日 1,800 円 第3段階② 1日 1,300 円 第3段階① 1日 1,000 円 第2段階 1日 600 円 第1段階 1日 300 円
居住費	利用料金：第4段階 1日 1,300 円 その他段階 1日 1,231 円 ※ご負担段階に応じて、負担額の右記上限が設けられています。	第4段階 1日 1,300 円 第3段階 1日 880 円 第2段階 1日 480 円 第1段階 1日 380 円
電気代	個人（ご家族）の希望により電化製品をご使用の場合	1つの電化製品につき 1日 100 円

8. 利用料の支払い方法

当月請求額を翌月 15 日までにお知らせいたしますので、翌月 25 日までにお支払いいただきます。

○支払い方法

①指定口座への振込み

金融機関名	熊本信用金庫 本店営業部
預金種目	普通預金
口座番号	1130529
口座名義人	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 田端高志

②自動引き落とし

利用月の翌月 15 日に引き落とされます（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります）。

9. サービスに関する苦情(ご意見・ご提言)窓口

(1) 苦情解決責任者 施設長 田尻 亨

窓口責任者 生活相談員 多々野 裕美

受付時間 9:00~18:00

ご意見方法 電話: 096-319-4777

面接: 居室にて対応いたします

ご意見箱: 玄関に設置してあります。

(2) 第三者委員名簿

氏 名	住 所	電話番号
大熊 暢子	熊本市中央区新大江 1 丁目 21-16-801	096-362-3080
藤井 泰彰	熊本市中央区出水 6 丁目 28-153	096-334-5322

(3) 行政機関その他苦情受け付け機関

苦情受付機関	住 所	電話番号
熊本市役所 (介護事業指導課)	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2793
国民健康保険団体連合会	熊本市東区健軍 2 丁目 4-10	096-214-1101
熊本県社会福祉協議会 (熊本県福祉サービス運営適正化委員会)	熊本市中央区南千反畑 10-7	069-322-2331

10. 緊急時における対応

サービス利用中に病状の急変があった場合は、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに管理者へ報告します。主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合は、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに適切な処置を講じます。合わせて緊急連絡先（ご家族）への連絡を行います。

11. 非常災害時の対策

火災、震災その他の災害から利用者及び職員等の生命、身体の保護及び財産の保全を図ることを目的とした防災対策規定を設けています。熊本小島消防署と連携を図り、年2回の消火訓練、避難訓練を実施しています。

また、早期の業務再開を図るための計画を策定し、研修及び訓練を定期的実施します。

12. 感染予防

利用者に対し、感染症、食中毒が発生、又はまん延しないよう、感染対策に係る指針の整備、担当者を設置するとともに、定期的に委員会・研修会及び訓練を開催し、感染防止に努めます。

13. 秘密の保持と個人情報の保護

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしません。

「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱いに努めます。また利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

※別紙にて個人情報に関する内容及び利用目的の説明をいたします。内容に同意をいただきます。

14. 事故発生時の対応

事故の発生またはその再発を防止するため、事故に係る指針を整備し、事故防止のための委員会・研修会を定期的開催します。事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

15. 身体拘束

利用者に対し身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又はほかの利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には内容、目的、理由、時間等を記載した記録等の整備など適正な手続きを講じます。

16. 虐待防止

利用者に対し、虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止に係る指針の整備、担当者を設置するとともに、定期的に委員会・研修会を開催し、虐待防止に努めます。

サービス提供中に事業所の従業員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報します。

17. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減

生産性の向上に資する取組の促進を図るため、課題を抽出及び分析したうえで、事業所の状況に応じて、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、定期的開催します。

18. ハラスメント対策の強化

適切なサービスの提供を確保する観点から、職員の就業環境を害することを防止するための方針を定め、対策を強化します。

19. 記録の整備

利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保します。

20. 協力医療機関等

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人むすびの森 あきた病院
所在地	熊本市南区会富町 1120
電話番号	096-227-1611
診療科	消化器内科・外科、循環器内科、呼吸器内科、糖尿病・代謝内科、整形外科、皮膚科

(2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	さくらぎ歯科クリニック
所在地	熊本市東区錦ヶ丘 5-25
電話番号	096-365-1666

21. 利用にあたっての留意事項

面会	面会時間 9時から 17時 ただし、感染予防等を図るうえで面会制限を行う場合もあります。
外出	ご家族の付き添いのもと、外出は自由にできますが、事前にご連絡をお願いいたします。ただし、感染予防等を図るうえで制限させて頂く場合もございます。
居室・設備・ 器具の利用	居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合がございます。
喫煙	喫煙場所以外での喫煙は控えていただきます。
迷惑行為など	騒音など他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
所持金の管理	所持金は自己の責任で管理していただきます。
洗濯	事業所にて洗濯させていただきます。クリーニングを必要とする衣類は、お持ち帰りください。
個人情報について	個人情報保護法案に基づき取り扱いますが、やむを得ず、緊急時の場合（離設など）は、利用者及び家族の個人情報を関係機関に提示する場合があります。
宗教・政治活動	他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、（介護予防）短期入所生活介護サービス内容、重要事項および個人情報の利用目的の説明を致しました。

令和 年 月 日

事業者	住	所	熊本市西区城山薬師 2 丁目 10 番 10 号
	事	業	者
	名		社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
	事	業	所
	名		長寿の里（介護予防）短期入所生活介護
	事	業	所
	番	号	4370116735
	代	表	者
			理事長 田端 高志

説明者 職 名

氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて、（介護予防）短期入所生活介護サービス内容、重要事項および個人情報の利用目的の説明を受けました。
上記の内容に同意致します。

令和 年 月 日

利用者	住	所
	氏	名

身元引受人	住	所
	氏	名

代理人	住	所
（選任した場合）	氏	名